

若手のアイヌの方に対するヒアリング実施結果

1 実施概要

日時 平成26年11月21日（金）13:30～15:30

場所 北海道庁本庁舎12階 環境生活部1号会議室

実施者 先方：40代以下のアイヌの方5名（男性2名、女性3名）

当方：長谷川晃委員長、阿部一司副委員長、事務局職員1名

2 主な意見

(1) 生活関係

- 生活相談員に相談をしに行こうと思っても、どこに行ったらいいのかわからない。相談を聞きに来てくれる人も必要。あなたの近くにはこういう人がいるという情報がほしい。また、相談員が役場にいるのでは相談しにくい。
- 住宅新築のための貸付事業の貸付上限額が760万円となっているが、それでは家は建たない。増額をしてもらいたい。

(2) 教育関係

- 専門学校進学奨励費の金額を引き上げてもらいたい。都会にアパートを借りるとなると負担が大きい。自宅から通う人と、田舎から出てきた人とで、金額に差をつけてもよいのではないか。
- 学力向上の支援をしていただきたい。修学支援制度は大変ありがたいが、和人とは依然として差がある。学力が向上すれば、自信がついて、差別に負けない心が育まれると思う。
- 修学資金の周知方法がどうなっているかがよくわからない。アイヌであることを隠して生きている人はどうやって制度を知ることができるのか。
- 大学を卒業したばかりの子が、一気に400万円の修学資金の返還という借金を背負うのは大変なこと。大学に行きたいと思っても、親の収入が低いと、親にその希望を伝えないかもしれない。卒業時に優秀な成績を修めた者は減免するなどの支援がほしい。

(3) 雇用関係

- 働き口がないので、若者の流出がひどい。
- 職業訓練の期間を延長してもらって木彫りや刺繍を覚えたとしても、それを就職に活用できる道がない。
- 技術習得費補助事業の支給額が5万円となっているが、20年以上前から変わっていない。現状に見合った金額に引き上げてもらいたい。
- 就職促進資金貸付事業について、何年か前に制度の内容が変わり、金融機関の審査を通らなければ借りられなくなった。それを聞いて借入れを諦める人がいる。

- アイヌのことで働きたいと思っても職がない。文化教室やアンテナショップみたいなものをつくって、そこで雇用が生まれれば勉強のしがいもある。働く場所がないと思いながら勉強しても暗くなっていく一方。
- 取り過ぎないアイヌの精神を活かした形で鹿猟が復活できないか。そこから雇用が生まれることがあればよいと思う。
- 子育て世代の就業機会を増やすために、子供のいる母親が仕事に就くための支援をしていただきたい。保育園への優先入所などの制度があれば助かる。

(4) 産業振興関係

- アイヌ農林対策事業を有効に活用させてもらっている。漁業が順調なおかげで、進学奨励費を活用して町外で学んだ後、町に戻って漁業に従事する方も増えている。
- 二風谷イタ、アットウシの伝承をしたいが、後継者がいない。伝承活動に対する補助があればありがたい。

(5) 北海道アイヌ協会の活動の充実

- 北海道アイヌ協会の青年層への活動支援をしてほしい。全道規模の集まりである青年・女性の集いが年に1回開催されているが、それだけでは交流が深まりづらい。道南・道央といったブロック開催とし、そこで議題となったものを全道の集まりに持ち寄る形としてはどうか。
- 北海道アイヌ協会の支部活動強化事業を復活してほしい。以前は、その事業によって他の支部の会員とも交流ができた。
- 青年・女性の集いに加えて、小中学生が集まる会があれば、こどもの頃から交流ができるし、子を持つ親の意見交換の場にもなる。

(6) 文化振興関係

- 若いアイヌが文化活動に参加したくても、昼間は仕事があるし、アイヌ文化財団などが実施している講座は都市部で開催されているために参加が難しい。
- 職業訓練を受講すると、手当の支給を受けながら資格取得に向けた勉強ができる。そういう形で文化の勉強ができればよいと思う。
- アイヌ文化財団が実施しているような事業を学校単位で周知できないか。こうした事業があることを知っていれば、実践する人がもっと多くなるのでは。

(7) その他

- こういったいろいろな支援策があることを知らなかった。広く伝えてほしい。
- アイヌの工芸品等を販売できる場所がほとんどない。刺繍したものを博物館なり赤れんが庁舎なりで売れるようなシステムをつくってもらえれば、大学に通いながら内職をして、生計の足しにすることができる。
- 就職先でアイヌの悪口を聞かされてとても気分が悪かったという話を聞

いたことがある。

- 北海道の教師には、生徒の中にアイヌがいるかもしれないという気持ちを持って臨んでもらいたい。先生がそういう態度で臨めば、純粋な子供は、親が間違っただ差別発言をしても、その親を正せると思う。
- 町内では、差別などの問題もあまり聞かない。
- 差別に関しては、平取では最近は見られない。我々が隠さないでやってきたから今の姿があると思う。
- 低学年の子供が学校でアイヌであることを伝えると、その場では何もなかったが、家に帰ってそれを聞いた親が反応したという事例を聞いたことがある。大学でもやはり差別はあった。差別は少なくなっているのかもしれないが、自分がアイヌだと言えるところまでにはまだ至っていないと思う。お金での支援も大切だが“精神的な”生活向上も必要。

第3回アイヌ生活向上推進方策検討会議

地域人材・環境を活用したふるさと教育の創造

～アイヌ文化の体験的学習を通して～

千歳市立末広小学校
学級数 17
(校長 山口 輝)

I 実践テーマの趣旨

本校のアイヌ文化学習は、生活科・総合的な学習に位置づけ実践し始めてから、今年で18年目を迎える。昨年度まで、北海道ふるさと教育推進事業の実践校の指定を受けてきた。

千歳市（アイヌ語地名でシ・コツ「大きな窪地」）は、交通の不便であった蝦夷地にあつて、西の太平洋側と東の日本海側とを結ぶ要所であった。また、千歳川やその周辺の多くの支流には、サケやシカなどの豊富な資源があり、先住民族のアイヌの人々もその流域に集落を構えていた。現在でも、アイヌ民族の方々が多く住まれ、文化活動が盛んに行われている。このような地域が、本校のアイヌ文化学習の土壌になっている。

アイヌ文化学習には、今日のかつ重要な教育的価値（教育課題）が内在している。命の大切さ、自然との共生、歴史学習への興味関心、あるいは食の教育、環境教育、人権教育に至るまで広汎な教育課題を有している。即ち、アイヌ文化学習とは「生き方」を学ぶことのできる学習であり、実に優れた地域教材と言える。

II 実践の内容

1, 2年生の生活科で年間8時間程度、3年生以上は総合的な学習において年間20時間程度、体験活動を中心に実施し、発達段階を踏まえ系統的に学習していく。

<p>○低学年 <口承文芸・民具></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チセたんけん(1年) ・歌「ウポポ」踊り「ホリッパ」(1, 2年) ・アイヌの絵本の読み聞かせ(1年) アイヌの民話の語り(2年) ・子どもの遊び「チレクテトプ」(1年) ・子どもの遊び「トプ、ク・アイ、カリプ」(2年) 遊び道具作り(2年) 	<pre> graph TD A[口承文芸] --> B[遊び] B --> C[自然(環境) 命 食 栽培] C --> D[暮らし文化] D --> E[人権] </pre>
<p>○中学年 <アイヌ語・衣食住・狩猟・栽培・民具></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ語の地名とアイヌの暮らし(3年) ・サケのマレク漁とサケの解体(3年) サケ料理「チェプオハウ」(3年) ・保存食について(4年) ・シプシケブ(イナキビ)・アハ(ヤブマメ)の種蒔き、栽培、収穫、シト(イナキビ団子)作り(4年) ・2年間の学習の発表「千歳市サイエンス会議」(4年) 	
<p>○高学年 <衣食住・民具・人権></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シナノキ皮剥き、皮干し、皮の糸撚り、撚った紐を使った飾り作り(5年) ・イナウ(祭具)削り(5年) ・ムックリ作りと演奏(6年) 文様刺しゅう(6年) ・アイヌ民族の歴史(6年) ・修学旅行での調査活動 アイヌ文化学習まとめ(6年) 	

本校では、文献資料等を用いて調べ進めるだけでなく、子どもたちが実際に千歳のアイヌの人々の生活に根差していた「本物」にふれ体験し、その価値に気づかせることを重視している。

具体的な体験があるからこそ、現在の生活と比較し、五感を通して人々の工夫や苦勞がわかり、さらに自然や命を大切にする精神文化の素晴らしさに気づくことができる。そして、多様な価値観に共感するとともに、自分たちの生活にも生かそうとする「生きる力」を育てていく。

次回アイヌ生活実態調査のあり方について

論点1 調査対象者をどのように把握するのか

(1) 現状：調査の対象としたアイヌの人たち

区分	平成 25 年調査	平成 18 年調査	減少幅
居住市町村数	66 市町村	72 市町村	6 市町村
人数	16,786 人	23,782 人	6,996 人
世帯数	6,880 世帯	8,274 世帯	1,394 世帯

(2) 減少の背景（推測）

- ・ 協会会員の減少（H18. 4. 1. 現在 3,862 人→H25. 4. 1. 現在 2,674 人）
- ・ 個人情報に対する保護意識の高まりにより、市町村が把握できない者や調査非協力者が増加

(3) 検討

- ①実施主体：アイヌ政策は我が国の先住民族政策として、国が主体となって取り組むべきものであり、その基礎資料を得るための生活実態調査についても、本来、国において実施すべきもの。ただし、国による調査が実施されるまでの間は、道の調査を継続実施する必要がある。

②実施手法

	メリット	デメリット
現在の方法を継続 （回答は任意）	詳細な調査項目の設定が可能	次回調査以降、調査対象者が更に減少する蓋然性が高い
国勢調査等による実施 （回答義務あり）	調査対象となるアイヌの方が増えることが予想される	詳細な調査項目の設定は難しい

- ・ 国勢調査等により調査を実施すれば、調査対象が増えることが期待されるが、調査項目は非常に限られたものとならざるを得ない。
- ・ 道の生活向上施策は、アイヌの人たちと道民一般の生活水準の格差に着目し、その格差を是正することを主眼としており、そのためには市町村を通じてアイヌの人たちの生活実態及び市町村一般の傾向を詳細に調査することが必要。
- ・ また、調査の実施に当たっては、北大調査の実施状況を参酌する必要がある。

論点2 世帯調査及びアンケート調査のあり方

(1) 現状：地区類型（都市型・農村型・漁村型・民芸品製作型・混合型）を勘案しながら 300 世帯(848 人)を抽出

(2) 問題点

- ・ 300 世帯のみの抽出で傾向がつかめるのか。

(3) 検討

- ・ 悉皆調査は、予算や調査員の負担等の面から、実現には困難が予想される。
- ・ 道の調査は市町村を通じて行うので、市町村が把握できた方が調査対象となる。
- ・ アイヌの人たちの生活状況を詳細に把握するには、むしろ、調査員による聞き取りや回答内容の確認が可能な抽出調査が望ましいと考えられる。
- ・ 抽出調査における、望ましい抽出世帯数については、（統計学の）専門家の意見を聴取するなどして、更に検討
（北大調査(2008 年)においては、2,903 世帯、5,703 人の回答を得ている。）

その他

- ・ 調査期間（現行 1 ヶ月）、調査実施間隔（現行 7 年）のあり方

北大調査と道調査の比較（主なもの）

1. 生活保護受給の有無 （単位：％）

	道調査 (H18)	北大調査 (H20) ^{※1}	道調査 (H25)
現在受けている	7.0	5.8	8.5
以前受けていた	3.7	5.4	2.4
受けたことがない	89.3	88.8	89.1

※1 比較のため、北大調査は、「無回答」を除いて再集計した。

2. 世帯年収 （単位：％）

	道調査 (H18)	北大調査 (H20)	道調査 (H25)
100万円未満	8.1	9.9	11.6
100万円～200万円未満	13.4	14.9	20.0
200万円～300万円未満	51.4	19.5	18.7
300万円～500万円未満		23.7	25.0
500万円～700万円未満	24.6	9.6	9.0
700万円～900万円未満		3.8	2.7
900万円以上		5.5	5.0
無回答	2.5	13.0	8.0

3. 子供の進学に対する親の希望 （単位：％）

	道調査 (H18)	北大調査 (H20)	道調査 (H25)
高校・専修学校まで	35.4	37.6	34.9
大学まで ^{※2}	60.2	60.8	60.5

※2 北大調査においては「短期大学・高専まで」及び「大学院まで」を含む。

道調査においては、「高専」又は「大学院」の選択肢はない。

4. 住居の状況 （単位：％）

	道調査 (H18)	北大調査 (H20)	道調査 (H25)
持家	82.3	64.8	68.5

5. 生活意識 （単位：％）

	道調査 (H18)	北大調査 (H20)	道調査 (H25)
苦しい	29.7	33.5	27.3
多少困る程度	51.4	40.5	50.3
少しゆとりがある	18.3	16.0	17.7
豊かである	0.3	1.3	0.0
無回答	0.3	8.7	4.7

6. 重要と考える対策（複数回答） （単位：％）

	道調査 (H18)	北大調査 (H20)	道調査 (H25)
子弟教育 ^{※3}	78.6	51.0	67.9
生活と雇用の安定 ^{※3}	50.2	42.9	51.8

※3 いずれの調査も、これら2項目が最上位を占めている。

アイヌ生活向上推進方策検討会議 報告書骨子(案)

2 題名

3 アイヌの人たちに対する今後の総合的な施策のあり方について（第3次）

4 内容

5 はじめに

6 検討会議の設立経緯等

7 I アイヌの人たちに対する施策の経緯

前検討会議報告書取りまとめ(平成20年3月)以降の動きをアンダーラインで表示

- 8 1 北海道旧土人保護法の制定
- 9 2 北海道ウタリ福祉対策及びアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の策定
- 10 3 アイヌ文化振興法の制定
- 11 4 衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択及
- 12 び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の取りまとめ

13 II アイヌの人たちの生活実態

- 14 1 生活の状況
 - 15 2 教育の状況
 - 16 3 就業者の状況
 - 17 4 産業の状況
 - 18 5 住宅の状況
- } 平成25年アイヌ生活実態調査の結果を要約

19 III 今後の施策の必要性

- 20 ・ 生活実態調査の結果を見ると、いくつかの項目において、アイヌの人たちと
- 21 道民一般との格差は改善の傾向を示しており、これまでの施策が一定の成果を
- 22 あげてきたものと評価。
- 23 ・ しかし、格差が縮小したとはいえ、生活保護率はアイヌの人たちが住む市町
- 24 村の住民全体の保護率の1.4倍。また、進学率については、大学進学率は格差
- 25 が縮小傾向にあるとはいえ17.2ポイントの差。
- 26 ・ さらに、臨時雇用の増加など、不安定な就労状況にあって生活面の不安を抱
- 27 えている世帯が多いこと、農業や商工業の経営規模が零細であること、学校や
- 28 職場、結婚などで差別が依然として存在していることなど、アイヌの人たちを
- 29 取り巻く環境は厳しい状況にあることが伺える。
- 30 ・ 現に、特別な対策が必要であると考えているアイヌの人は60.6%と、前回調
- 31 査よりも3.0ポイント増加しており、特別な対策は必要ないとの回答(9.6%)
- 32 の6倍以上。
- 33 ・ このようなことから、当検討会議は、これらの課題の解決を図り、これまで
- 34 の施策では不十分であった点を補い、アイヌの人たちの自立を促進するため、

35 平成 28(2016)年度以降も引き続き、総合的な施策を推進する必要があるものと
36 考える。

37 ・ なお、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現するため
38 には、自立促進のための施策と合わせて、アイヌの人たちの歴史や文化、アイ
39 ヌの人たちが置かれている現状に対する国民及び道民の理解の促進を図ること
40 が重要。

41 ・ 道民理解の促進については、アイヌ文化振興等基本計画の施策として位置づ
42 けられているところであり、道においては、今後とも、これらの施策について
43 も積極的に推進することが必要。国民理解の促進に向け、国における取組の更
44 なる充実が期待される。

45 IV 今後の施策の基本的方向 前検討会議報告書では言及されていない内容をアンダーラインで表示

46 ・ アイヌの人たちの自立を促進するため、第2次推進方策で掲げられた、「生
47 活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」、「組織活動
48 の充実及び組織間の連携強化」の5つを施策の基本的方向としつつ、第2次推
49 進方策に基づき実施されてきた具体の施策のうち、効果が不十分と思われるも
50 のについては、事業の見直しを行うことが必要。

51 ・ 特に、近年、アイヌの人たちが住む市町村の住民全体との間に生活保護率や
52 大学進学率にいまだに大きな格差があることなどから、従来の奨学金給付・貸
53 与事業に加え、義務教育期からの教育支援の充実に努めるよう提言。

54 ・ 工芸品の販路拡大について、新たな施策を検討するよう提言。

55 ・ また、施策の中には、その実施主体が市町村であり、道は市町村に補助金を
56 交付することで支援するという仕組みになっているものがあることを踏まえる
57 と、道と市町村とが緊密にコミュニケーションを図り、施策の効果を一層高め
58 ていくよう努めることが必要。

59 ・ さらに、生活向上施策の推進に当たっては、なぜアイヌの人たちに対してこ
60 うした施策を実施することが必要なのかということについて、道民及び国民の
61 理解を得ることが不可欠。

62 ・ ここで、アイヌの人たちに対する生活向上施策を実施する根拠について改め
63 て考え直してみると、道が従来実施してきた生活向上施策は、アイヌの人たち
64 と道民一般の生活水準の格差に着目し、その格差を埋めることを主眼としてき
65 た。しかしながら、これからは、格差是正を図るための生活向上施策の枠組み
66 を超え、アイヌの人たちが、自らがアイヌであることに誇りを持ち、アイヌの
67 伝統や文化の担い手として、その継承や発展に積極的に関わるができる社会
68 を実現することを目指し、諸外国の事例等も参考としながら、その環境づく
69 りに取り組むことも必要であると考える。

70 ・ このような、アイヌの人たちが先住民族であることから導き出される政策は、
71 必ずしも一地方公共団体において展開すべきものではない。有識者懇談会報告
72 書(平成21年7月)の趣旨を踏まえると、生活向上施策を含む、先住民族であ
73 るアイヌの人たちに対する総合的な政策については、その実施根拠となる法律

74 を制定した上で、国が主体となって全国的に展開すべきものである。
75 ・ とはいえ、国が主体となった総合的な政策が確立されるには相当の時間を要
76 するであろう。アイヌの人たちの多くが北海道内に居住し、道民一般との間に
77 は依然として社会的・経済的に格差がある実態を考えると、国における政策の
78 確立を待っている余裕はない。道においては、国における検討状況を見据えつ
79 つ、国の施策が確立されるまでの間、次に掲げる施策を実施することが必要。
80 ・ なお、施策の実施に当たっては、各施策の内容に加え、アイヌの人たちに対
81 して生活向上施策を実施することの必要性や、施策の対象となるアイヌの人た
82 ちがいかなる手続を経て確認されているかという点について、これまで以上に
83 明確な形で道民及び国民に示していくことが求められる。

84 1 生活の安定

85 (1) 生活の安定 前検討会議報告書で提言されている施策から修正した箇所を見え消して表示
86 ○ 健康を始めとした生活上の各種相談に応じる生活相談員の活動の充実を図
87 るとともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。
88 ○ アイヌの人たちの様々な活動の場である生活館について、アイヌの人たち
89 が使いやすい環境の整備や、運営の充実を図る必要がある。
90 ○ 生活の安定を図るため、アイヌ生活向上振興資金や生活福祉資金等の活用
91 を促進する必要がある。とともに、
92 特に、アイヌ生活向上振興資金については、償還期間の見直しや特別な状
93 況に応じた償還の猶予・免除の規定を設ける必要な見直しを行うなど、制度
94 の充実を図る必要がある。

95 (2) 生活環境等の改善

96 ○ 生活館や地区道路等の整備に当たっては、地域のアイヌの人たちの意向を
97 把握しながら、整備の必要性や緊急性を検討し、計画的に進めていく必要が
98 ある。
99 ○ 地区道路にあっては、道路の幅員などについて、積雪寒冷地である北海道
100 の気候条件を考慮した整備が求められる。
101 ○ 住宅の改善を促進するため、新築・改修及び宅地取得資金の活用を促進す
102 るなど、住宅支援策の充実に努める必要がある。
103 なお、貸付金の償還について、適切な償還計画の策定を指導する必要がある。
104 新築・改修及び宅地取得資金の活用に当たっては、円滑な事業の実施が図られ
105 るよう、適切な償還計画の策定などについて、道と事業主体である市町村とのよ
106 り一層の連携が求められる。
107 ○ 住宅の整備等については、補助制度の導入や低所得者への住宅支援策につ
108 いても検討する必要がある。

109 2 教育の充実

110 ○ 次代を担う子どもたちの教育の充実・振興を図るためには、幼児義務教育
111 期からの適切な支援方を検討する必要がある。
112 ○ 就労の安定や生活水準の向上などを図り、また、国内外の様々な分野で活

113 躍できる人材の育成を図る上で、子どもたちの教育水準を高めることは非常
114 に重要であることから、修学資金の引き上げや必要経費の全額補助など、高
115 校・大学等での修学（入学）の奨励に努める必要がある。

116 また、修学資金及び入学支度金の上限単価の引上げについて検討する必要
117 がある。

118 ○ 大学におけるアイヌの子どもたちの推薦入学枠の確保を働きかけることに
119 ついて検討する必要がある。

120 3 雇用の安定

121 ○ 職業訓練の受講機会を確保し、技術や知識の習得を促進する必要がある。

122 また、機動職業訓練の充実と訓練終了後の雇用の確保、関連産業の育成な
123 どを図る必要がある。

124 ○ ~~季節労働者等への援護対策を充実させる必要がある。~~

125 ○ 職業相談や求人開拓を促進するため、職業相談員の活動の充実を図るとと
126 もに、経験交流の研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。

127 ○ 就職促進資金の活用を促進する必要がある。

128 ○ 求人に応じられるような各種業務免許の取得の促進を図る必要がある。

129 4 産業の振興

130 (1) 農林漁業の振興

131 ○ 農林漁家の経営改善を図るため、生産基盤の整備や経営近代化施設の整備
132 を計画的に進めていく必要がある。

133 ○ 農山漁村経営改善資金等の活用を促進する必要がある。

134 ~~また、負債整理制度の活用を働きかける必要がある。~~

135 (2) 中小企業の振興

136 ○ アイヌ民工芸品の周知を図り販路を拡大するため、新千歳空港におけるア
137 イヌ民工芸品常設展示場の設置や、地域における施設の活用などを更に図る
138 必要がある。

139 ○ 工芸者の製作技術の向上を図る必要がある。

140 ○ 中小企業の経営の安定を促進するため、経営改善普及指導員による相談・
141 指導活動の充実を図る必要がある。また、研修の充実等により、経営改善普
142 及指導員の資質の向上を図る必要がある。

143 ○ ~~高度情報通信社会に対応した施策についても検討する必要がある。~~

144 ○ 中小企業総合振興資金等の活用を促進する必要がある。

145 また、アイヌの商工業者に対する融資制度及び利子補給制度の創設を図る
146 必要がある。

147 5 組織活動の充実及び組織間の連携強化

148 ○ アイヌの人たちの抱える様々な問題を解決し、自立を促進するためには、
149 相談、情報提供等の各種の自主的活動を推進している民間団体の役割は非常
150 に重要であり、これらの活動を支援し充実を図る上で、アイヌの人たちが自
151 主的に組織した公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「道アイヌ協会」とい

152 う。)の役割は非常に重要であり、広報啓発活動の促進や組織活動の強化な
153 ど、道アイヌ協会の活動を引き続き支援する必要がある。

154 ○ 次代を担う子どもたちの育成や、組織の中核となる青年・女性層の活動の
155 充実・強化など、民間団体道アイヌ協会の組織強化のため地域において取り
156 組まれている活動を促進する必要がある。

157 ○ 自主的活動を推進している民間団体や調査大学等の研究機関が密接に連携
158 し、それぞれが所有保有する情報等を共有できるシステム体制を積極的に構
159 築する必要がある。

160 ○ アイヌの人々に対する生活支援の状況をフォローしていくために、関係組
161 織の間の定期的な情報共有の場を設けることが望まれる。

162 V 次期対策の名称及び期間等

前検討会議報告書では言及されていない内容をアンダーラインで表示

163 ○ 従来の7年間という期間では、その間の社会経済情勢の変化に的確に対応
164 できないものと考えられることから、次期対策については、平成28年度(2016
165 年度)から32年度(2020年度)までの5年間が適当。

166 ○ 次期対策期間中に、国における全国の見地からの政策展開や社会経済情勢
167 の変化など、アイヌの人たちを取り巻く環境の変化も予想されることから、
168 弾力的な運用について十分配慮するとともに、必要に応じて事業の見直し等
169 を行いながら、効果的な施策の推進に努める必要がある。

170 ○ (北海道アイヌ生活実態調査について)

171 おわりに

(別紙)

次期「アイヌ生活向上推進方策」の策定に当たり検討すべき事項

平成26年10月7日
北海道アイヌ生活向上関連施策
関係省庁連絡会議申合せ

アイヌ生活向上関連施策について、これまで北海道のアイヌ生活向上推進方策を踏まえた様々な施策に対する支援を行ってきたところである。

現在、北海道のアイヌ生活向上推進方策検討会議において、次期アイヌ生活向上推進方策（以下「次期推進方策」という。）に関する検討が進められており、同会議の報告を踏まえ、平成27年度に次期推進方策が策定される予定であるが、アイヌ生活向上関連施策に対する道民・国民の理解を深め、今後も施策を適切に推進するため、北海道に対し、下記の取組を進めた上で次期推進方策を策定するよう求めるものである。

記

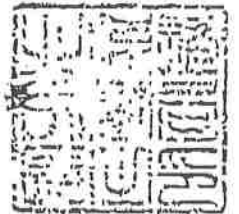
- 1 平成25年北海道アイヌ生活実態調査の結果を踏まえた課題の検証について
次期推進方策を適切に検討するため、平成25年北海道アイヌ生活実態調査について、前回（平成18年）調査と比較した各調査項目の変動など、次期推進方策検討会議において、課題を検証し反映させること。
- 2 施策対象者の考え方及び決定手続の明確化、施策の実施状況に関する情報公開
アイヌ生活向上関連施策に対する道民・国民の理解を深めるため、施策対象者の考え方及び決定手続並びに各施策の実施状況について、定期的にHP等により公開するための措置を検討すること。

北労発安第 213082号

平成21年 3月 27日

北海道知事 様

北海道労働局長



アイヌ伝統技能に関する後継者育成などについて

日ごろより労働安定行政の推進につきまして、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、アイヌ地区住民を対象とした職業訓練につきましては、これまで3ヶ月間の機動職業訓練（短期課程の普通職業訓練）や6ヶ月間の職場適応訓練を国と北海道が連携し実施しているところですが、社団法人北海道ウタリ協会では、伝統工芸品である織布や木彫工芸品等に関し、短期間の訓練ではアイヌの伝統技能を引き継ぎ、市場においても高い評価を得ることができる完成度の高い製品を作製することは困難であることから、数年間にわたる訓練期間の訓練制度の整備を求めてきているところです。また、他県においては、複数年にわたる伝統工芸品の後継者育成事業が行われている事例があるところです。

さらに、アイヌ伝統工芸品は、北海道内で唯一の伝統工芸品とも言える存在であることから、国内外に対し文化面、観光面からもアピールできるものと考えており、その製作を担う高度技能を持つ人材を養成することは、アイヌ地区住民の就職促進に貢献できるものと考えております。

つきましては、アイヌ地区住民の就職を支援するため、これまでの職業訓練制度に加え、アイヌの伝統技能を対象とした後継者育成などの事業をご検討いただきますようお願い申し上げます。

(職業安定部職業対策課雇用対策係 (障害者担当))